

藤沢市緑の基本計画(改定・素案) に関するパブリックコメントの実施結果について

「藤沢市緑の基本計画(改定・素案)」に関するパブリックコメントについて、みなさまから、ご提出いただいたご意見をとりとめたことから、本市の考え方を付して、公表いたします。

この度は、ご意見をお寄せいただき、誠にありがとうございました。

※個別の回答は行っていませんのでご了承ください。

1 パブリックコメントの実施概要

(1)実施期間

2025年(令和7年)12月 10 日から2026年(令和8年)1月 13 日まで

(2)意見提出者及び件数

6人 21件

2 提出された意見等の概要と市の考え方

裏面のとおり

No.	該当箇所	ご意見要旨	ご意見に対する市の考え方
1	全体	<p>「遠藤笹窪谷公園」の取組は非常に素晴らしいと感じています。</p> <p>①ここだけは商業施設（風でも×）にしたり森を伐採したりしないで欲しいです。</p> <p>②以前に草刈りのボランティアに参加した事がありますが、もっと参加できたらと思います。</p> <p>人が集まりやすい土・日などにボランティアで草刈り作業ができるならいろいろとご協力ができるかと思えます。そのような企画・提案の窓口があればぜひご教授ください。</p>	<p>お褒めのご意見をいただき、ありがとうございます。</p> <p>①遠藤笹窪谷公園については、P85（遠藤笹窪谷（谷戸））に記載のとおり、引き続き、指定管理者や市民活動団体と連携し、「生物多様性の保全と体験に特化した公園管理」に努めていきます。</p> <p>②遠藤笹窪谷公園内の「菖蒲畑」、「カキツバタ田」、「水田」については、市民活動団体と連携した管理を行っています。また、本公園に関する窓口は、遠藤笹窪谷公園の管理事務所（指定管理者）が担っています（電話：0466-47-7760）。</p>
2	全体	<p>本計画を全面的に支持します。</p> <p>みどりを未来に残して行けるように、残したいと思ってくれる人が増えるように、進めていただければ幸いです。</p> <p>そのためにも、地域の方に持続的に関心を持ってもらうことが重要と考えます。</p> <p>また、楽しさを知ってもらうにはそれを知っている人に教えてもらうことが一つの手なので、市民団体やNPOと協力して、イベント開催や学校の授業に組み込むなど、実際に楽しんで貰う機会を増やし、関心を長続きさせて頂ければ嬉しく思います。</p>	<p>お褒めのご意見をいただき、ありがとうございます。</p> <p>ご意見のとおり、「みどりから得られる心地良さや楽しさを知ってもらう機会づくり」や「市民団体やNPOの方々との協力」は重要な観点であることから、P78に「施策⑩：生物多様性センターやサテライトセンターにおける講習会等の開催」を、P79に「施策⑭：緑を活用した環境学習の推進」を、P81に「施策⑰：マルチパートナーシップによる緑地保全・美化活動等の推進・促進」を位置づけ、施策展開を行っていきたいと考えています。</p>
3	全体	<p>藤沢市緑の基本計画（改定・素案）は、良くできていて、素晴らしいと思います。</p> <p>藤沢市に残っている貴重な自然である川名清水谷戸の永続的な保存をお願いします。</p> <p>生物多様性サテライトセンター（川名清水谷戸周辺）について、活動団体として、ぜひ当初から関わらせて頂ければと思います。</p>	<p>お褒めのご意見をいただき、ありがとうございます。</p> <p>川名清水谷戸の保全については、P83に記載のとおり、みどりの重点プログラム（三大谷戸の永続的な保全）に位置づけ、引き続き保全の取組を行っていきます。</p> <p>また、同じくみどりの重点プログラム（ネイチャーポジティブの実現）に位置づけている「生物多様性サテライトセンター機能の展開（P89）」に関する取組については、今後の施策展開のなかで検討していきたいと考えています。</p>
4	全体	<p>基本方針の項目に対して下記のようなことを盛り込んで頂けると幸いです。</p> <p>【基本方針1：拠点となるみどりの保全・活用】</p> <p>点在する緑を「つなげ」て中長期的に面や線としての緑地帯を形成することを意識する。</p> <p>例えば、境川河口から山本公園にかけてのエリアや下藤ヶ谷公園周辺は非常に緑豊かですが、途中緑地が分断されています。下藤ヶ谷ポンプ場前の歩道に松の植樹を行えば緑地ベルトを形成する契機となります。既存の景観と調和した連続性のある緑化を推進してください。</p>	<p>ご意見のとおり、みどりをつなぐ視点は、重要であると捉えており、基本理念の1つに「みどりをつなぐ（連携）」を位置づけています。</p> <p>また、緑をつなぐ視点については、P57（(4)緑地と水辺の連続性の配慮方針）に記載のとおり、エコロジカルネットワーク形成に向けた施策展開をしていきます。</p> <p>境川下流部における緑地の連続性に関するご意見については、境川緑地を所管する公園部門と情報共有させていただきます。</p>

5	全体	<p>【基本方針2：身近なみどりの保全・創出】</p> <p>鶴沼エリアをはじめとする既存住宅地において、相続等に伴う土地の細分化と、それに付随する既存樹木の伐採が深刻な課題となっています。これに対し、単なる戸建て分譲ではなく、低層の集合住宅化（コーポラティブハウス等）により、既存の樹木を最大限残しながら良好な居住空間を確保する手法を推奨してください。</p> <p>その際、単なる啓蒙に留まらず、市が主体となって「土地利用の相談会」を開催したり、実績のあるコーポラティブハウス事業者の紹介を行ったりするなど、地主や市民が緑を残す選択をしやすい具体的な支援体制の構築を強く求めます。</p>	<p>本市条例に基づく緑化基準においては、出来る限り既存の樹木を残してもらえよう、高さ5m以上の樹木を保全する場合など、一定の条件を満たす場合のインセンティブ（樹冠面積の1.5倍等）を設けています。</p> <p>なお、この旨は、計画に未記載であることから、P75に追記させていただきます。</p> <p>後段のご意見については、今後の施策展開の参考とさせていただきます。</p>
6	全体	<p>【基本方針3：みどりの質の向上と市民活動の推進】</p> <p>緑の「量」だけでなく、維持管理の「質」が市の品格を左右します。例えば、鶴沼海岸のサーフビレッジへ抜ける地下道周辺や国道134号沿いの植え込み・松並木は、雑草の繁茂や剪定不足により「だらしない印象」を与えています。今後は植樹段階から「管理のしやすさ」を考慮した設計を導入し、適切な剪定を徹底してください。また、鳥害対策としての樹木伐採は極めて慎重に行うべきです。安易な伐採を避け、鷹を用いた害鳥の追い払いなど、生物多様性に配慮した対策の検討を求めます。</p>	<p>P37において、「4)緑の質の確保に関する目標」を掲げるなど、緑の「質」の観点は重要であると考えています。</p> <p>また、P71の「施策③：公園・緑地等の樹木や施設の適切な管理・更新」などの取組を通じて適正管理に努めていきたいと考えています。</p> <p>後段のご意見については、今後の施策展開の参考とさせていただきます。</p>
7	全体	<p>【基本方針4：みどりを活かした観光・産業の振興】</p> <p>圧倒的な「花」の魅力で人を惹きつける公園づくりを意識してください。鎌倉と見頃はずらす戦略として、JR等の車窓から見える場所に、ソメイヨシノより早く咲く「ベニシダレ」を植樹するなど、戦略的な品種選定を提案します。</p> <p>また、江の島内に「エンドレスサマー」等の二度咲き性のアジサイを増やすことや、江島神社の階段付近に紅葉する樹木を植樹し、秋の観光価値を高めるなど、四季を通じて観光客を惹きつける景観を構築してください。</p>	<p>前段のご意見については、今後の施策展開の参考とさせていただきます。</p> <p>また、江の島に関するご意見については、観光部門と情報共有させていただきます。</p>
8	全体	<p>【基本方針5：特色ある緑化の推進（壁面緑化・公共施設等）】</p> <p>1. 啓蒙活動：長久保公園都市緑化植物園等で、アイビーやテイカカズラといった壁面緑化に適した植物の紹介や、維持・復旧方法のレクチャーを実施してください。</p> <p>2. モデル事業：市民会館対岸の工場脇にある護岸壁を緑化するなど、象徴的な場所で視覚的な効果を示してください。</p> <p>3. 公共施設のリード：鶴沼市民センター等の建て替え時には、壁面緑化や駐車場の芝生緑化を積極的に取り入れ、民間への手本としてください。</p>	<p>1については、長久保公園の指定管理者と連携した取組として、施策展開の参考とさせていただきます。</p> <p>2・3については、施設を所管する担当部門と情報共有させていただきます。</p>

9	全体	<p>市街化調整区域が、実は生物多様性を脅かす要素を持っていると思います。都市計画的な考えでいえば緑や空間を守れるという場所ですが、資材ヤード、産業廃棄物置き場などが市街化区域より設置しやすいことから制御をされずに作られ、その周辺の緑にも深い影響を与えていると思います。</p> <p>「質」が高い緑は既にないと考えているかもしれませんが、市街化調整区域の緑にも目を向けていただきたいと思います。</p>	<p>P15（2）緑被の推移）に記載のとおり、市街化調整区域の緑被率は、市街化区域を大きく上回るなど、区域区分（市街化区域・市街化調整区域）を定めることで無秩序な市街化の防止等に寄与しているものと捉えています。</p> <p>また、市街化調整区域内では、4箇所・約55.8haの特別緑地保全地区を定めるとともに、三大谷戸の保全に取り組むなど、持続性のある緑地保全を推進しています。</p> <p>引き続き、市街化調整区域の緑も含めた市域全体の緑地保全に取り組んでいきたいと考えています。</p>
10	P37	<p>「「質」の高い緑を確保することが重要です。市民が「まちと自然環境との調和」といった質の高い緑を感じられるよう、次の目標を設定します。」とありますが、「質」の定義が明示されていないことから、市民の中でも市民と行政とでも、行政の組織内でも微妙に違っていることが多く、その微妙な違いにより10年、20年と進むうちに求めている「質」が大きく変わってきてしまっていると感じています。「質」とはどのようなものかを、もう少し具体例として記載された方が良いと思います。</p>	<p>本計画における緑の質とは、これまでの施策により保全等を図ってきた緑の状況（概ね第1章等に記載している状況）であり、「質の高い緑」とは、本計画における各施策を展開することにより得られる緑の状況をさします。</p> <p>ご意見のとおり、「質」に関する具体的な記載がないことから、P30（1 基本理念）に追記させていただきます。</p>
11	P40	<p>「避難場所、避難路となる緑の配置」とありますが、実際の管理を見ていると延焼防止効果を高めるであろう街路樹が寸胴切りにされ、枝葉が最小化されており、今の街路樹や公園の樹木では延焼防止効果はかなり薄いと感じています。</p>	<p>街路樹については、P76に記載のとおり、『藤沢市街路樹管理計画』に基づき、維持管理等を行っています。また、公園については、「3 都市公園の整備・管理の方針（(1) 基本的な考え方）（P58）」などに記載のとおり、公園が防災などの多面的機能を有する空間であることを十分に意識することとしています。</p> <p>なお、いただいたご意見については、道路部門・公園部門と情報共有させていただきます。</p>
12	P40	<p>「土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定された市有山林や都市公園などの法面については、周辺住民や施設利用者等の安全確保に向けた対策を推進します。」とありますが、一昨年能登半島地震では最新技術で法面对策を行った場所や高規格道路の部分がより甚大な被害となっていることがわかっています。この文の趣旨は大いに賛成ですが、実施に移った場合の手法により大きな違いが起きてきます。</p> <p>同様に、「対策にあたっては、既存植生の保全や緑化などを検討します。」について、既存植生という場合、どのレベルまでを既存と呼ぶかについては立場によりかなり違ってきます。前述の様に緑化しても管理で丸坊主になってしまうのであれば大元の趣旨と合わなくなるのが目に見えています。記述レベルを考えていただきたいと思います。</p>	<p>本項目は、あくまで「防災・減災システムの配置方針」を記載しているもので、他の記述とのバランスの観点などから記載内容については、素案のとおりとさせていただきます。</p> <p>なお、いただいたご意見については、今後の施策展開の参考とさせていただきます。</p>

13	P42	「公園内の樹木や街路樹は、適切な更新により良好な街並みを維持するとともに、伐採後の木材の有効活用を検討します。」の将来像は「細く小さく枝葉を張らず」としか思えず、樹木の持つ機能を削ぎ落としていくと思えて仕方ありません。	本事項は、樹木の持つ機能を削ぎ落としていく観点での記載ではなく、「適切な更新による良好な街並みの維持」及び「伐採後の木材の有効活用の検討」について、記載しているものです。
14	P46	「豊かな自然の残る谷戸や周辺の樹林地は、保全とのバランスを保ちながら、自然観察や自然との触れ合いの場としての利用を検討します。」について、「保全のための教育・研究の場」という言葉を足していただき、市民全体で緑地保全に取り組める様にしたいです。	ご意見のとおり、谷戸や樹林地は教育・研究の場として活用していることから、P46の該当箇所文言を追記させていただきます。
15	P46	「観光レクリエーションの場を形成する緑の配置」について、虫や泥などを嫌う子育て中の親が多くなったように思います。このため、その家族の子どもたちは生きもの本来の生息環境を嫌いだと感じてしまっていると感じています。 こういった施設の管理は極端に人寄りになってしまいます。多くの場所で「緑の要素には嫌いな部分はあるけれど、地球全体から見ればそんな部分も多少は容認してもいいね。」と考えてもらう管理方法が欲しいと思います。	P78の「施策⑩：様々な媒体を活用した「みどり」や「生物多様性」の情報発信」やP79の「施策⑭：緑を活用した環境学習の推進」などの取組を通じて、普及啓発等に努めていきたいと考えています。
16	P58	「公園の整備・管理においては、公園が市民の最も身近な緑とオープンスペースであるとともに、防災や景観、環境保全やレクリエーションなどの多面的な機能を有する空間であることを十分に意識するとともに、エコロジカルネットワークの形成に配慮します。」とあります。部門が違うとは思いますが、この部分にも「樹木や緑地保全に関する啓蒙教育」という方向性を入れて欲しいと思います。	「樹木や緑地保全に関する啓蒙教育」の方向性については、公園が有する多面的な機能のうち、主に「環境保全」や「レクリエーション」に含まれていると考えています。
17	P58	「既設の公園については、公園施設の適切な管理を行うとともに、長寿命化計画等に基づき、計画的な改修を進めます。」ですが、この部分に緑や生物多様性の向上についての言葉を入れないと本計画の趣旨とかけ離れた将来像になると思います。	本項目は、主として、長寿命化計画に基づく遊具やベンチ等の公園施設に関する改修に関する内容を記載しているため、本項目での生物多様性の記述は馴染まないものと考えています。
18	P61	「市が買入れた特別緑地保全地区内の樹林地については、防災、生物多様性の保全等の機能維持増進を図るため、老木・枯損木を中心に、樹木の更新等を図るなど、良好な管理に努めます。」とありますが、樹木の健全な生育という視点が抜けています。枯損木となる原因を研究することで枯損木となる樹木を減らし健全な樹林地へ管理する考えが欲しいです。 老木・枯損木でも人が基本的に立ち入らないゾーンとして管理することによりそのままにしておくという考え方もあります。	樹木の健全な生育及び枯損原因等に関する視点については、「生物多様性の保全等の機能維持増進」に含まれていると考えています。 また、P71（施策④：多様な生きものが生息・生育する環境の保全）に記載のとおり、希少な生きものが生息・生育する場所や生態系が影響を受ける可能性がある区域については、立入制限を設けるなど、生きものへの配慮を行う旨を位置づけています。

19	P61	「伐採した樹木については、現場状況に応じて、チップ化を図るなど」ですが、伐採木を樹木の健全な育成に利用するという考え方が必要だと思います。現に稲荷の森で伐採木を利用した健全化の管理を行っているため、そういった記述をしてください。	P61（1）特別緑地保全地区）では「また、機能維持増進に向けた管理のなかで、伐採した樹木については、現場状況に応じて、チップ化を図るなど、・・・検討します。」と記載しており、機能維持増進のなかに樹木の健全な育成の視点が含まれていると考えています。
20	P76	「河川や緑道、街路樹、民地などの緑によるエコロジカルネットワークづくり」とありますが、三大谷戸や良好な緑とのネットワークの必要性が読みとれません。	ご意見のとおり、エコロジカルネットワークには三大谷戸等も含まれるため、P48の「(1)広域的視点による骨格的緑地の配置方針」に三大谷戸等を含むネットワークについて、記載をしています。
21	その他	モスクの建設に強く反対します。	本件に関する市の考え方は、本市ホームページ（下記URL）に記載しています。 ■藤沢市内のモスク建設に関するご意見について https://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/shise/kocho/goiken/opinion.html